

## 「徳島すぎ」のロゴマーク及びキャッチコピー使用ガイドライン

このガイドラインは、「徳島すぎ」のロゴマーク及びキャッチコピー（以下「ロゴマーク等」という。）を事業者等が活用する場合の使用条件、使用方法等について定めるものです。

### 第1 ロゴマーク等の種類

使用できるロゴマーク等の種類は、別紙1のとおりとします。

### 第2 使用できる事業等

次のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用をすることができます。

- (1) 「徳島すぎ」に関する講演会や研修会等会議で使用するとき。
- (2) 「徳島すぎ」がPRされると見込まれる広報、イベント、パンフレット等で使用するとき。
- (3) 「徳島すぎ」製品（県産材住宅を含む）へ添付するとき。（ただし、ロゴマーク等の使用者（以下「使用者」という。）が徳島県木材認証機構の登録事業体またはS G E Cの認定事業体であって、県産材であることが明らかなもののみ対象とします。）
- (4) その他使用目的が適当であると県が認めるとき。

### 第3 ロゴマーク等の使用届出

1. ロゴマーク等の使用を希望する方は、「徳島すぎロゴマーク及びキャッチコピー使用届出書」（様式第1号）に必要事項を記載して、徳島県に提出してください。
2. 次のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用及び、使用届出書の提出はできません。
  - (1) ロゴマーク等を指定された種類に沿って使用しないとき、またはそのおそれがあると認めるとき。
  - (2) 公序良俗に反するとき。
  - (3) 販売促進の趣旨及びこの使用ガイドラインに反すると認められるとき。
  - (4) その他、県がロゴマーク等の使用について適当でないとき。

### 第4 協力団体

県知事部局、企業局、病院局及び県の行政委員会のほか、次に掲げる団体については、徳島すぎの普及推進を図る協力団体とし、第2の(1)、(2)に当たる使用の届出は必要ないものとします。

- ①徳島県木材協同組合連合会（会員団体を含む）
- ②徳島県森林組合連合会（会員団体を含む）

### ③徳島県建築士会

#### 第5 使用時の遵守事項

ロゴマーク等を使用する際は、次のことを守ってください。

- (1) 使用に当たっては、「徳島すぎ」のイメージアップが図られるよう、品質や内容等の向上を図る。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用する。

#### 第6 使用料

ロゴマーク等の使用料は、無料とします。

#### 第7 ロゴマーク等使用の取り止め

使用者が、ロゴマーク等の使用を取り止めた場合には、「徳島すぎロゴマーク及びキャッチコピー使用廃止届」(様式第2号)に必要事項を記載して、徳島県に届け出てください。

#### 第8 ロゴマーク等使用の取り消し事由

1. 県は、次のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用を取り消すことがあります。
  - (1) 使用者がこのガイドラインに違反したとき。
  - (2) 申し込みの内容と異なるとき。
  - (3) 「第3 ロゴマーク等の使用届出」の2に掲げる項目のいずれかに該当するに至ったとき。
2. 県は、使用者が使用を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責任を負いません。

#### 第9 使用責任

1. 使用者は、ロゴマーク等の使用に伴い事故、苦情等が発生した場合は、自らの責任をもって適切な措置を講じなければなりません。
2. 前に定める事故等については、県はその責任を負いません。

#### 第10 ロゴマーク等使用情報等の公開

ロゴマーク等の使用を伴うイベントや商品等の情報を県のホームページ等で公開する際、使用者に協力を要請することがあります。

## 別紙 1

### ①ロゴマークの大きさ

ロゴマークは、縮小または拡大して使用できますが、形は変更できません。

### ②ロゴマークの色

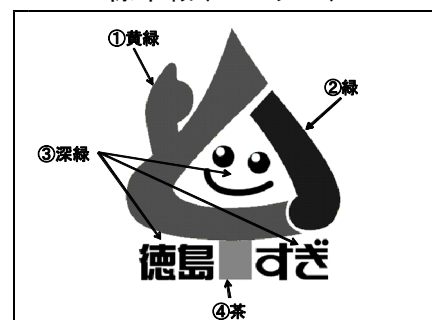
- ・ カラー、モノクロそれぞれに標準色を使用してください。
- ・ コピーやプリントによる色の違いはやむを得ないものとします。
- ・ 背景色は白を標準色としますが、印刷物用紙により定めがあるものについてはその印刷物に沿うこととします。
- ・ 単色カラー印刷、スタンプにして使用する場合は、標準色以外の色の使用もやむを得ないものとします。

標準職(カラー)



- ①黄緑C 40 M 0 Y 100 K 0
- ② 緑C 70 M 0 Y 100 K 0
- ③深緑C 100 M 50 Y 100 K 0
- ④ 茶C 35 M 70 Y 100 K 0

標準職(モノクロ)



- ①黄緑C 0 M 0 Y 0 K 70
- ② 緑C 0 M 0 Y 0 K 90
- ③深緑C 0 M 0 Y 0 K 100
- ④ 茶C 0 M 0 Y 0 K 50

### ③文字

・ 協力団体名、徳島県木材認証機構認定番号、徳島すぎの家づくり協力店登録番号、JAS工場認定登録番号については、マーク下に記載を可能とします。

### ④キャッチコピー

- ・ フォント、文字の大きさ、色は問いませんが、漢字の使用は変更できません。
- ・ ロゴマークと合わせての使用も可能とします。

### ④使用例

- ・ 名刺、封筒、配付資料の印刷物、チラシ、のぼり、ホームページ、ノベルティグッズ、ステッカー、商品パッケージ、商品カタログ、焼印、スタンプ等